平成２１年（フ）第２３６号
沖縄県うるま市字赤道972番地100、住民票上の住所那覇市宇栄原３丁目12番16号　ハウス春の花302
債務者　山根　永樹
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大井　　琢
4　破産債権の届出期間　平成22年３月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月21日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第４９号
新潟市南区鍋潟1152番地
債務者　安澤　幸夫
1　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　　裕
4　破産債権の届出期間　平成22年３月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月23日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３６号
広島市安佐北区あさひが丘３丁目17番26―２号
債務者　谷口　克幸
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　那須　　寛
4　破産債権の届出期間　平成22年３月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月18日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０３号
神戸市北区北五葉３丁目８番30―107、住民票上の住所神戸市兵庫区菊水町５丁目７番16号
債務者　中村　進也
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森川　　拓
4　破産債権の届出期間　平成22年３月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月12日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５３号
新潟県新潟市秋葉区滝谷町２番７号
債務者　佐々木順子
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀田　伸吾
4　破産債権の届出期間　平成22年３月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月14日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１号
宮城県登米市東和町米谷字越路94番地１　雇用促進住宅２―205
債務者　行場　明子
1　決定年月日時　平成22年２月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　及川　　毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月10日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２２年（フ）第５０５号
大阪府東大阪市横枕西３番７―205号、前住所大阪府東大阪市菱江１丁目21番23号
債務者　中野　圭一
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村島　雅弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３８号
大阪市中央区谷町７丁目５番５―903号
債務者　桑田　守喜
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野城　大介
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第５８号
熊本県玉名市大倉706番地　大倉団地148号
債務者　狩塚　　誠
1　決定年月日時　平成22年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第６９５号
群馬県渋川市金井2068番地３
債務者　高橋　弘子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３７５１号
名古屋市天白区平針２丁目1801番地　シャトレ杉浦40Ｂ号
債務者　丸毛　久子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２号
岡山県津山市院庄1059番地５
債務者　神光　ティ
1　決定年月日時　平成22年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月８日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第２３２号
栃木県佐野市出流原町737番地１
債務者　関口真理子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第２２号
栃木県足利市八幡町２丁目５番地６　杏花荘１―201
債務者　川島　亜紀
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部